

高収益作物畑地化支援及びその他畑地化支援に係る取組承諾兼証明書

松本市農業再生協議会長 殿

経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）別紙14の1の（2）に基づく高収益作物畑地化支援及びその他畑地化支援を申請するにあたり、下記について双方同意のもと承諾します。

記

- 1 乙は甲が2の畑地化を取り組んだ農地すべてが、今後いかなる場合でも経営所得安定対策等事業のうち水田活用の直接支払交付金を受け取れなくなることを。
- 2 甲は乙の所有している下表の水田で畑地化を取り組むとともに、作付品目を5年間販売すること。

対象地番	台帳面積	うち、 畑地化面積	作付品目
	m ²	m ²	
	m ²	m ²	
	m ²	m ²	
	m ²	m ²	
	m ²	m ²	

- 3 甲と乙は、畑地化を取り組む農地に対して、5年間は利用権の設定（中間管理を含む）など適切な貸借契約を結ぶこと。
- 4 乙は甲が耕作をしている間に、所有者の権利がなくなった場合、直ちに甲へ知らせること。
その際、畑地化をすでに行っていた場合は交付金が受け取れない農地として継続するもの。
畑地化を終わっていない場合は、次の所有者と新たに承諾を得てから承諾を得ること。

令和 年 月 日

甲（交付申請予定者）

住所
氏名



乙（土地所有者）

住所
氏名

